

諮問第1号 行田都市計画生産緑地地区の変更~~(案)~~ (行田市決定)

- 1 行田都市計画生産緑地地区中、持田第20号生産緑地地区を廃止する。

[位置及び区域は計画図表示のとおり]

理 由

生産緑地法第14条の規定に基づく行為制限の解除により、行田都市計画生産緑地地区を本案のとおり変更するものである。